

平成19年度財政の健全化判断比率

平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立、公布されました。この法律は神恵内村を始めとした地方公共団体の財政状況を4つの指標によりあらし、その健全度を測ることで、破綻を防ぎ早期健全化を促すことを目標にしています。

法律の適用を受けるのは平成20年度決算からですが、各指標については平成19年度決算から算定することとされています。

平成20年8月25日に監査委員から関係書類の審査を受け、意見書をいただきました。

指標名	実質赤字比率 (%)	連結実質赤字比率 (%)	実質公債費比率 (%)	将来負担比率 (%)
神恵内村の数値	-	-	20.30	-
早期健全化基準	15.00	20.00	25.00	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.00	

※実質赤字比率

一般会計の実質収支が赤字となった場合、「その割合が財政規模に対してどの程度か？」を測る指標です。

神恵内村の場合、4.58%の黒字であったことから、一で標記され、問題はありません。

※連結実質赤字比率

一般会計と国民健康保険などの特別会計すべての実質収支総額が赤字となった場合の、村財政の規模に対する割合です。

神恵内村の場合、5.46%の黒字であったことから、一で標記され、問題はありません。

※実質公債費比率

「一年間の内に債務返済に支出された額の、村財政規模に対する割合」です。

債務は、いわば義務的経費ですから、この値が高いほど財政運営に柔軟性を欠いているといえます。

この指標は3ヶ年の平均で表し、神恵内村の場合、20.3%で現在起債の許可団体になっていますが、平成17年度21.7%、平成18年度21.0%、平成19年度18.5%と年々減少していることから、数年先には解消されるものと推測されます。

※将来負担比率

村の債務総額が、財政規模に対してどの程度か？を測ります。

この指数は、350%、つまり財政規模の3.5年分を超えると早期健全化団体となります。

神恵内村の場合は、-83.7%であったことから一と標記され、問題はありませんでした。

平成19年度公営企業の資金不足比率(簡易水道特別会計)

指標名	資金不足比率 (%)
神恵内村の数値	-
経営健全化基準	20.0

※資金不足比率

企業会計の実質収支が赤字となった場合の指標を測ります。

神恵内村の場合、赤字は無いので、一で標記され、問題はありません。

神恵内村公債費負担適正化計画

(平成18年度～平成24年度)

北海道神恵内村

平成18年2月

(平成20年8月一部改定)

神恵内村公債費負担適正化計画

(総 論)

1 公債費負担適正化計画策定の経緯

普通会計における実質公債費比率の平成18年度における3ヶ年平均が22.8%、平成19年度における3ヶ年平均が20.3%となっており、実質公債費比率による起債許可団体となっていることから、実質公債費負担の適正な管理のための取り組みを計画的に行うため、公債費負担適正化計画を策定する。

2 実質公債費比率が高い要因

当村の年度別の単年度実質公債費比率は、平成15年度が25.8%、平成16年度が25.9%、平成17年度が21.7%、平成18年度が21.0%、平成19年度が18.5%となり、平成20年度の3ヶ年平均が20.3%となっている。また、平成19年度の起債制限比率は13.3%となっている。一般会計の公債費償還は平成14年度をピークとして年々減少しているが、この実質公債費比率が高い要因として、①特に簡易水道特別会計については、平成5年と平成6年に実施した簡易水道拡張事業等の起債償還額が大きく、地方債償還の財源に充てられる繰出金が高比率（平成39年度で終了）②老人保健施設建設事業元利償還金助成金（平成26年度で終了）③岩内地方衛生組合への公債費充当負担金（平成24年度で終了）の算入が挙げられる。

また、普通建設事業の点検・見直しを進め地方債の抑制に努めているが、普通交付税の減少の影響もあり依然として高比率になっている。

3 計画期間

平成18年度から平成24年度（7年度間）

4 公債費負担適正化計画の概要

一般会計の公債費元利償還金年度別償還額の推移は、平成18年度で304,101千円であるが平成24年には148,756千円と年々減少傾向にある。普通建設事業については、主に電源交付金事業を選択して地方債の発行を抑制している。

簡易水道特別会計への繰出金は、平成17年度で40,770千円、平成18年度で52,240千円、平成19年度で37,651千円となっており、今後もこの推移で移行傾向にある。老人保健施設建設事業元利償還金助成金（債務負担行為）は、平成17年度で13,700千円となっており年々減少する。岩内地方衛生組合公債費への負担金についても平成17年度で7,701千円、平成18年度で7,412千円、平成19年度で7,600千円となっており、今後もこの推移で移行する傾向にある。

また、普通交付税が年々減少しており、加えて起債償還額も減少しており基準財政需要額に算入される公債費の額にも影響は大きい。

(単位:千円)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計公債費 (既往債全て)	304,101	296,798	256,895	210,518	162,795	156,460	148,756
老人保健施設元利償還 金	13,330	12,960	12,590	12,220	11,850	11,480	11,110
衛生組合負担金(地 方債に充てた)	7,412	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600	2,870
簡易水道特別会計 公債費(既往債)	36,377	29,207	29,207	28,628	25,323	25,323	25,323

(各論)

1 財政状況の現状

別紙を用いて、過去5年程度の歳入・歳出、基金残高、地方債現在高、各財政指標などの推移から財政の現状分析を行う。(別紙のとおり)

2 財政状況の見直し

(1) 既往債等の状況

「別紙参考様式1」、「別紙参考様式2」による(別添参照)。

(2) 計画期間における財政状況や地方債等の見直し等

① 歳入確保や捻出方法

受益者負担の見直しとして、村有土地賃貸料の改定(現在、神恵内地区は、坪当たり年額790円・神恵内地区以外年額420円で平成17年度の収入は4,750千円)を平成21年度から実施する。

老人福祉寮使用料について、現在22千円であるが、平成19年度に30千円に改定する。

高齢者給食サービス手数料について、現在一食100円を平成19年度には一食200円、平成20年度には一食300円に改定する。

どこでもパス交付事業について、高齢者等の弱者に対して村内無料バス乗車券を交付しているが、平成19年度には年額2,000円、平成20年度以降には年額3,000円を徴収する。

短期人間ドック検診事業について、3年に一度無料で実施しているが、平成19年度から一回につき5,000円を徴収する。

各種検診事業について、現在無料で実施しているが、平成19年度から各検診料の10%程度を徴収する。

ごみの有料化について、平成19年度から収集処分にかかる費用の一部を徴収する。

漁港管理事業について、漁港附帯施設の利用者が特定される電気料について、その利用者から徴収する。

税の徴収対策として、戸別徴収を強化し、現金給付等の行政サービスの制限や所得税還付金の差押え等を実施し納税の促進を図る。

平成17年度から平成24年度までの効果額は77,700千円を見込んでいる。

② 歳出削減の内容

事務事業の見直しとして、公用車臨時運転手の廃止・公用車の台数削減・費用弁償

等の廃止・納税奨励金の見直し・職員住宅の廃止・衛生組合長謝礼金の見直し・長寿祝い金支給事業の見直し・福祉灯油扶助事業の見直し・重度心身障害者及び母子生活扶助事業の見直し・結婚出産祝い金事業の見直し・蓮華ローソクお供え事業の見直し・老人医療費助成事業の見直し・産業振興資金（つなぎ資金）貸付事業の縮減廃止水産増養殖事業の見直し・水産関連施設運営事業の見直し・村道区画線設置工事の見直し・教員住宅の一部廃止・教育援助資金制度の見直しを実施し、平成17年度から平成24年度までの効果額は110,330千円を見込んでいる。

定員管理の適正化は、業務内容や業務量等を総合的に判断し、適正な配分に留意し最少の経費で最大の効果をあげる事を原則に策定した計画の達成に努めることで、人件費の削減を図る。平成17年度から平成24年度までの効果額は53,600千円を計画している。

給与等の適正化として、特別職報酬等の削減・職員期末手当の削減・管理職手当の削減、特殊勤務手当の見直しを実施する。平成17年度から平成24年度までの効果額は120,000千円を計画している。

民間委託等の推進として、市場原理が的確に働く領域にあつては民間に委ね質の高い公共サービスを展開する。今後の取り組みとして、現在直営している温泉998・珊内ぬくもり温泉・日本郷土玩具館・学校給食調理場等の管理の在り方を含め導入の検討をする。平成17年度から平成24年度までの効果額は11,600千円を計画している。

③ 今後の地方債発行等に係る方針

公共事業は、これまで地方債に依存して実施してきた中で、平成19年度末の一般会計の地方債現在高は1,758百万円となっている。

地方債償還額は平成14年度をピークとして年々減少傾向にあるが、今後も普通建設事業の点検・見直しを進め主として電源交付金事業を採択し各種事業における地方債の抑制に努め、実質公債費比率（3ヶ年平均）は平成21年度には19.2%に、平成24年度には7.0%に下がる見込である。

地方債借入額の大きな主な事業としては、

- ① 平成8年の「ダイビングパーク大森事業」は、起債額が376,000千円。平成20年に償還が終了する。
- ② 平成9年の「老人福祉寮」は、起債額が202,500千円。平成21年に償還が終了する。

今後の主な電源三法交付金事業は、次の通り計画している。

- ① 平成20年度に塵芥収集車更新事業（事業費11,193千円に対して電源三法交付金を95%充当）を計画している。
- ② 平成21年度に、防災行政告知放送設備・テレビ地上デジタル放送設備設置事業（事業費255,195千円に対して電源三法交付金を240,000千円充当）
- ③ 平成22年度に、防災行政告知放送設備・テレビ地上デジタル放送設備設置事業（事業費30,642千円に対して電源三法交付金を29,899千円充当）

④ 期間中における実質公債費比率の適正管理のための方策

平成15年から電源三法交付金事業により、新規事業の地方債発行の抑制を図ってきたが平成22年度で交付金事業も完了する。今後も、公共事業の緊急性を十分精査し、事業を実施する。

⑤ 実質公債費比率の見通し等（「別紙参考様式3」、「別紙参考様式4」のとおり）

<既往債等に基づく実質公債費負担の将来推計>

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。(単位:千円)

	計画策定年度 の前年度 (平成17年度)	計画策定年度 (平成18年度)	第2年度 (平成19年度)	第3年度 (平成20年度)	第4年度 (平成21年度)	第5年度 (平成22年度)	第6年度 (平成23年度)	第7年度 (平成24年度)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	334,653	287,818	280,458	240,554	195,477	155,754	149,419	141,715
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)								
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「⑩」欄の数値を転記)								
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	32,436	31,555	21,651	21,651	21,651	21,651	21,651	21,651
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	7,701	7,412	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600	2,870
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	13,700	13,300	12,960	12,590	12,220	11,850	11,480	11,110
⑦ 一時借入金の利子	728	1,225	1,108	1,108	1,108	1,108	1,108	1,108
⑧ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	234,495	193,399	190,021	168,982	164,421	162,860	159,299	156,738
⑨ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	6,304	6,283	6,321	6,241	6,220	5,909	5,613	5,500
⑩ 標準財政規模	923,366	875,417	885,836	885,836	885,836	885,836	885,836	885,836
⑩ 標準財政規模(独自推計)	923,366	875,417	885,836	769,598	725,003	683,457	644,750	608,687
⑪ 実質公債費比率(単年度)	21.7%	21.0%	18.5%	15.2%	9.4%	4.1%	3.7%	2.2%
⑪ 表頭年度の地方債発行に際し用いる実質公債費比率の見込み(当該年度前3ヶ年度の平均)		23.7%	22.8%	20.3%	18.2%	14.3%	9.5%	5.7%
⑪ 表頭年度の地方債発行に際し用いる実質公債費比率の見込み(当該年度前3ヶ年度の平均)(独自推計)		23.7%	22.8%	20.3%	19.2%	16.2%	12.0%	7.7%
				計画期間終了次年度の地方債発行の際に用いる 実質公債費比率の見込み(3ヶ年平均)				3.3%
				計画期間終了次年度の地方債発行の際に用いる 実質公債費比率の見込み(3ヶ年平均)(独自推計)				4.9%
実質公債費比率(単年度)(独自推計)	21.7%	21.0%	18.5%	18.2%	12.2%	5.7%	5.5%	3.6%

別紙参考様式2

団体名: 神恵内村

<別紙参考様式1に転記する「満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等」の将来推計>

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。(単位:百万円)

	計画策定年度の 前年度 (平成○年度)	計画策定年度 (平成○年度)	第2年度 (平成○年度)	第3年度 (平成○年度)	第4年度 (平成○年度)	第5年度 (平成○年度)	第6年度 (平成○年度)	第7年度 (平成○年度)
⑫ 年度割相当額								
⑬ 実質償還額又は理論ベースの償還額のいずれか少ない額								
⑭ 減債基金現在高								
⑮ 減債基金積立額所要額								
⑯ 減債基金不足率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
⑰ 減債基金積立不足額を考慮して算定した額	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

(単位:千円)

⑱ 別紙参考様式1「③」に転記する数値	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
---------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

参考

- ・ 実質公債費比率の求め方については下記のとおりである。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦} - \text{⑧} - \text{⑨}}{\text{⑩} - \text{⑧} - \text{⑨}}$$

<計画見直し(年度更新)年度翌年度以降の地方債借入予定額及び既往債等に基づく実質公債費負担の将来推計>

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。(単位:千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成17年度)	計画策定年度 (平成18年度)	第2年度 (平成19年度)	第3年度 (平成20年度)	第4年度 (平成21年度)	第5年度 (平成22年度)	第6年度 (平成23年度)	第7年度 (平成24年度)
計画見直し(年度更新)年度翌年度以降の地方債借入予定額 翌年度以降の地方債借入予定額					81,000	81,000	81,000	81,000
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	334,653	287,818	280,458	240,554	197,387	157,664	151,329	143,625
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)								
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「⑩」欄の数値を転記)								
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	32,436	31,555	21,651	21,651	21,651	21,651	21,651	21,651
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	7,701	7,412	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600	2,870
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	13,700	13,300	12,960	12,590	12,220	11,850	11,480	11,110
⑦ 一時借入金の利子	728	1,225	1,108	1,108	1,108	1,108	1,108	1,108
⑧ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	234,495	193,399	190,021	168,982	165,331	163,770	160,209	157,648
⑨ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	6,304	6,283	6,321	6,241	6,220	5,909	5,613	5,500
⑩ 標準財政規模	923,366	875,417	885,836	885,836	885,836	885,836	885,836	885,836
⑩ 標準財政規模(独自推計)	923,366	875,417	885,836	769,598	725,003	683,457	644,750	608,687
⑪ 実質公債費比率(単年度)	21.7%	21.0%	18.5%	15.2%	9.6%	4.2%	3.8%	2.4%
⑪ 表頭年度の地方債発行に際し用いる実質公債費比率の見込み(当該年度前3ヶ年度の平均)		23.7%	22.8%	20.3%	18.2%	14.4%	9.6%	5.8%
⑪ 表頭年度の地方債発行に際し用いる実質公債費比率の見込み(当該年度前3ヶ年度の平均)(独自推計)		23.7%	22.8%	20.3%	19.2%	16.3%	12.1%	7.9%
					計画期間終了次年度の地方債発行の際に用いる 実質公債費比率の見込み(3ヶ年平均)			3.4%
					計画期間終了次年度の地方債発行の際に用いる 実質公債費比率の見込み(3ヶ年平均)(独自推計)			5.1%
実質公債費比率(単年度)(独自推計)	21.7%	21.0%	18.5%	18.2%	12.4%	5.9%	5.7%	3.9%

別紙参考様式4

団体名: _____

<別紙参考様式3に転記する「満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等」の将来推計>

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。(単位:百万円)

	計画策定年度の 前年度 (平成○年度)	計画策定年度 (平成○年度)	第2年度 (平成○年度)	第3年度 (平成○年度)	第4年度 (平成○年度)	第5年度 (平成○年度)	第6年度 (平成○年度)	第7年度 (平成○年度)
⑫ 年度割相当額								
⑬ 実質償還額又は理論ベースの償還額のいずれか少ない額								
⑭ 減債基金現在高								
⑮ 減債基金積立額所要額								
⑯ 減債基金不足率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
⑰ 減債基金積立不足額を考慮して算定した額	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

(単位:千円)

⑱ 別紙参考様式3「③」に転記する数値	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
---------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

参考

- ・ 実質公債費比率の求め方については下記のとおりである。

$$\boxed{\text{実質公債費比率}} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦} - \text{⑧} - \text{⑨}}{\text{⑩} - \text{⑧} - \text{⑨}}$$